意見書案第３号

住まいの安定と居住支援の強化を求める意見書

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラである。

しかしながら、単身世帯の増加や持ち家率の低下等により、高齢者など住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される中、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安により、特に単身高齢の入居希望者に対する貸主の拒否感が強い傾向がある。

このような状況を受けて、昨年１０月に改正住宅セーフティネット法が施行され、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて安否確認などを行う「居住サポート住宅」が創設されたことに加え、さらには、居住支援法人の業務に残置物処理を追加するなどの項目が盛り込まれた。

政府は、今後もさらなる高齢化率の上昇や単身世帯の増加を見据えており、既存の取り組みも含めた着実な事業推進および機能強化を図ることが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

１　居住サポート住宅の普及・促進に向け、居住支援法人の活動等へのさらなる支援を行うとともに、貸主に対して孤独死への不安を解消するための情報提供や残置物処理の円滑化に向けた支援の充実を図ること。

２　高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進するとともに、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

２０２６（令和８）年１０月３０日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、
健康さっぽろ丸岡守幸議員、大地さっぽろ脇元繁之議員、
市民ネットワーク北海道米倉みな子議員及び日本維新の会波田大専議員